

解説 知的財産

推進工法における知的財産 (推進機械・設備等に係る知的財産)

さかい えいじ
酒井 栄治

㈱アルファシビルエンジニアリング
代表取締役社長兼取締役事業本部長



1 はじめに

昨今、公的機関や社団法人が中心となって特許等取得活用支援事業を専門とする窓口が設けられ、国際競争力の強化を伴った知財戦略の支援活動が活発化している。『知的財産権制度』とは、「知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人（企業を含む）の財産として保護する制度」と定義され、平成14年法律第122号で制定された『知的財産基本法』の第二条において

は、知的財産について「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるものであり、商標、商号その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するもので営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報をいう」と示されている¹⁾。特に、特許権、実用新案権、育成者権（種苗法）、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権

利が『知的財産権』と称されている。

2 知的財産権の分類

知的財産権を大別すると『絶対的独占権』と『相対的独占権』の二つに分類され、これらに対する法的拘束力が明記されている。図-1に知的財産権の種類を示す。絶対的独占権としては、①特許権は出願から20年（一部25年）②実用新案権は出願から10年③意匠権としてのデザイン保護には登録から20年④商標権は登録から10年⑤育成者権（種苗法）は登録から25年（樹木は30年）、が挙げられる¹⁾。

一方、相対的独占権（模倣が許されない権利）は登録を要しない権利で⑥著作権（死後50年、映画は公表後70年）⑦商品表示、形態、営業秘密等が挙げられ、形態模倣行為においては販売から3年と規定されている。

建設業等に係る権利としては、『産業財産権』と称される知的財産権が絶対的独占権（上述①～④）に属している。ただし、土木技術に関する独占権は公的な事業性から『独占禁止法²⁾』の関係で問題視されることが多く、特殊技術の卓越性、優位性およびその特殊性

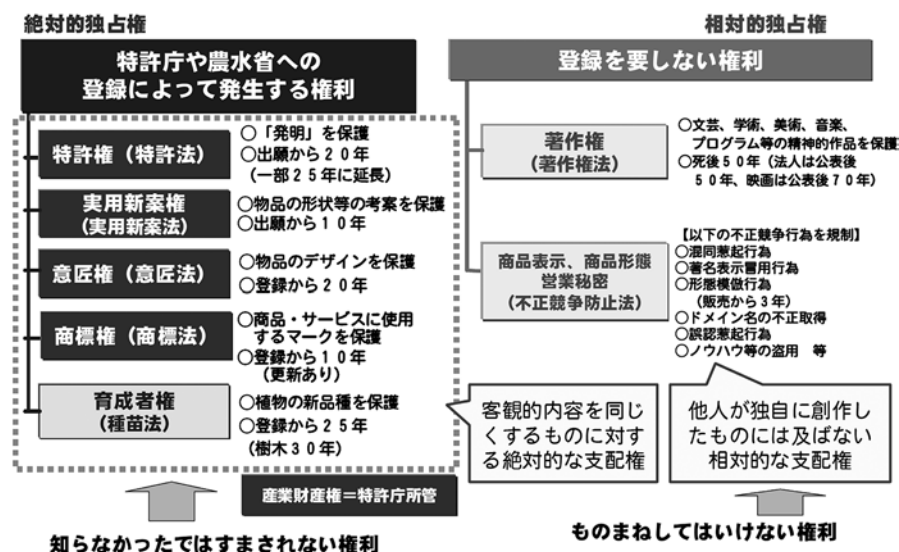


図-1 知的財産権の種類

が財産権であるとはいえ、即、利益に還元されるとは考えにくい。独禁法の規定によれば、「私的独占、不当な取引制限・・・協定・・・技術的な不当な制限・・・公正かつ自由な競争の促進・・・」が明文化され、そのことから逆に、優位性の高い単独技術ゆえに不採用となる場合や、実施権許諾の開放が要求される場合も想定でき、特殊工法のさらなる発展への足枷になっているという皮肉な結果が存在することも事実である。

以下、建設産業に係る知的財産権の活動実態や推進工法、推進機械設備等における知的財産権について、できるだけ客観性をもって考察する。

3 建設分野における知的財産権活動の実態(特許庁政府統計)

業種別における知的財産部門の活動状況として、平成24年度の経済産業省特許庁総務部政府統計³⁾が公開されている。

3.1 担当者数

建設業で知的財産職務に従事する担当者数は、1者(社)当たり2.7人而他業種に比べて非常に低く、全体産業平均の6.1人の半数以下であり、全体産業17業種(製造業～小売業～情報通信業～機械製造業～医療～その他非製造業)の中で14番目に位置している。

図-2に担当者数比較表を示す。

3.2 知的財産活動費

図-3に業種別の知的財産活動費を示す。出願費用や補償費および人件費その他の費用を含めた建設業の活動費は、1者(社)当たり5千万円程度であり、全業種の中では個人を除き、17業種中13番目となっている。また、電気機械製造業部門の活動費5億円弱に対して1割程度の低い値を示している。

3.3 出願件数

届出された発明、考案で出願されな

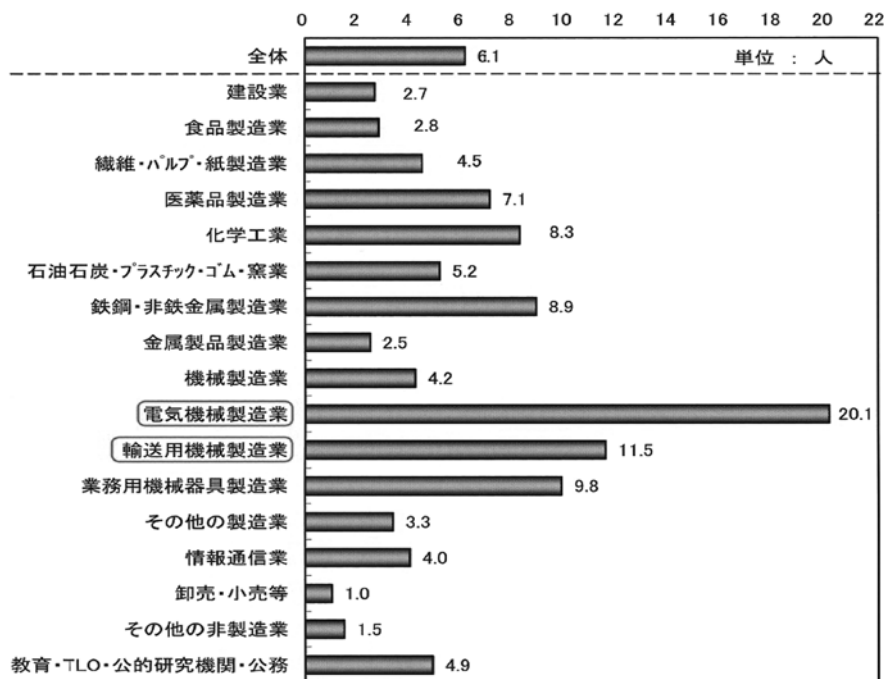


図-2 業種別知的財産職務担当者数

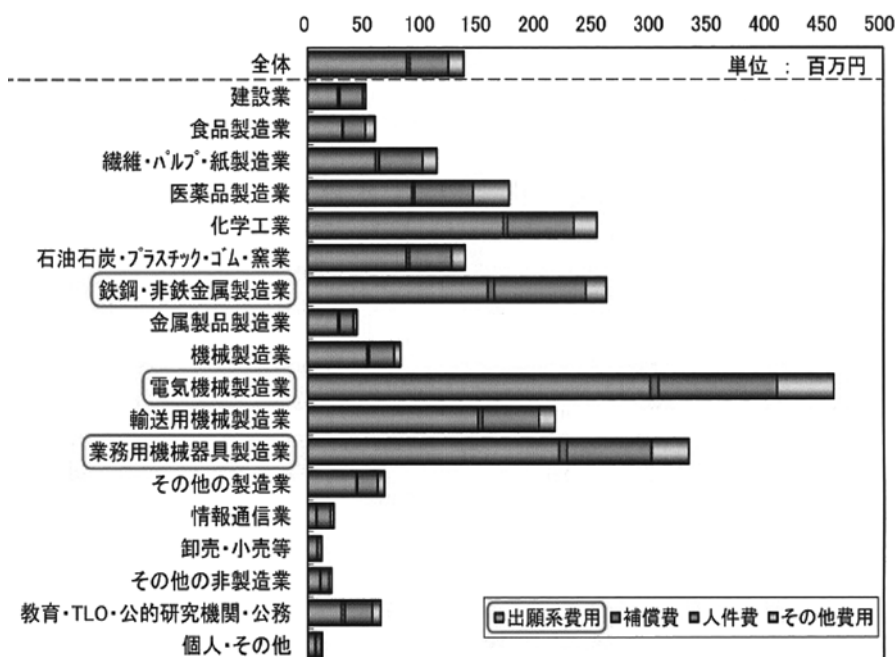


図-3 業種別知的財産活動費

かった件数、また出願に至った平均件数は、建設業では1者(1社)当たり42件であり、電気機械製造業の228.9件の18%、全体17業種中11番目となっている。図-4に業種別出願数と不出

願数の総和の比較を示す。

以上のように建設分野では、どの項目においても知的財産権に対する認識の低さが伺える。日本国内の全産業で見ると、出願件数の総和は毎年30